

## 第一三六回

### 参第五号

#### 戦時性的強制被害者問題調査会設置法（案）

##### （目的及び設置）

第一条 今次の大戦における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制（次条第一項において「戦時における性的強制」という。）の実態を迅速かつ総合的に調査するため、総理府に、戦時性的強制被害者問題調査会（以下「調査会」という。）を置く。

##### （所掌事務等）

第二条 調査会は、次に掲げる事項について調査し、その結果を内閣総理大臣に報告する。

- 一 戦時における性的強制が行われた施設（以下この項において「戦時性的強制施設」という。）の設置の経緯
- 二 各戦時性的強制施設の設置の時期及び場所
- 三 各戦時性的強制施設の経営及び管理並びにこれらに対する旧陸海軍の関与の実態

四 戦時における性的強制により被害を受けた者（以下この項及び次項において「戦時性的強制被害者」という。）の総数

五 戦時性的強制被害者の出身地域及び出身地域別の数

六 戦時における性的強制を行うことを目的として女性を集め、移送するために用いた方法及びこれに対する旧陸海軍の関与の実態

七 戦時性的強制被害者が受けた被害の実情

八 戦時性的強制被害者の戦時性的強制施設における生活の状況

九 その他戦時における性的強制の実態に関する事項

2 調査会は、前項の調査及び報告を行うに当たっては、戦時性的強制被害者その他関係人の名誉を害することのないよう十分に配慮しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の報告を受けたときは、これを国会に報告するとともに、一般に公表しなければならない。

（組織）

第三条 調査会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力)

第五条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第六条 調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第七条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。

## 理 由

今次の大戦における旧陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制の実態を明らかにするため、これを迅速かつ総合的に調査する機関として、総理府に戦時性的強制被害者問題調査会を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## この法律の施行に要する経費

この法律の施行に要する経費は、初年度約一億二百万円の見込みである。